

<参考1> 「一般事業主行動計画」の策定・届出について

■次世代育成支援対策推進法について

事業主は、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めなければならないとされています。

平成27年3月31日までの法律とされていましたが、平成26年4月に改正法が成立し、有効期限が令和7年3月31日まで10年間延長されました。

	一般事業主行動計画の策定・届出	一般事業主行動計画の公表と労働者への周知
101人以上企業	義務	義務
100人以下企業	努力義務	努力義務

■一般事業主行動計画とは

事業主が、労働者の職業生活と家庭生活との両立に向けた雇用環境の整備や、労働条件の整備などに取り組むにあたって、次の3つの事項を定めるものです。

計画期間	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年3月31日までに集中的かつ計画的に取り組む 企業の実情に応じ、1回の計画期間を2～5年間で設定することが望ましい
目標	<ul style="list-style-type: none"> 企業の実情に応じて設定（複数設定可） 労働者のニーズを踏まえたものであること 現状よりも少しでも労働環境を良くするもの 達成状況を客観的に判断できる定量的なものが望ましい 制度を導入する場合は、関係法令で定められている最低基準を上回るもの
目標達成のための対策とその実施時期	目標を達成するために、いつまでに、どのようなことに取り組むかを具体的に記述してください。

■一般事業主行動計画の策定例

仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画（①計画期間、②目標、③目標達成のための対策と実施時期）を定めます。様式は自由です。

厚生労働省のホームページには、モデル行動計画が複数紹介されています。

《モデル計画》
_____行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日までの 年間
2. 内容

目標1：育児休業等の制度についての期間雇用者向けのパンフレットを作成し、期間雇用者及び管理職に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 年 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、期間雇用者や管理職を対象とした研修及び社内広報誌などによる全社員への周知

目標2：令和 年 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和 年 月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和 年 月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 年 月～ ノー残業デーの実施 管理職への研修（年 回）及び社内広報誌による社員への周知（毎月）

目標3：週1日程度の在宅勤務ができる制度を試行的に導入する。

<対策>

- 令和 年 月～ 社内検討委員会を設置
- 令和 年 月～ 在宅勤務の内容や対象について検討
- 令和 年 月～ 施行実施し、課題を分析して本格実施の可能性を検討

行動計画を策定したら、厚生労働省都道府県労働局へ「一般事業主行動計画策定・変更届」により届け出ます。届出様式及び記入例は、厚生労働省のホームページでご確認ください。

<参考2>

Aコース②「男性の育児参加推進事業」取組事項3 目標・取組内容について

目標	取組内容（例）
①職場全体の理解の促進	・男性従業員の育児参加に関する職場の理解を促進するため、社内研修や社内報等による社内周知を実施する。
②管理職の意識の向上	・育児休業等を始めとした育児支援制度の利用を希望する男性従業員を支援できるよう、年に1回程度の管理職研修を実施する。
③従業員の定期的な状況把握と制度利用の促進	・定期的に個人面談を実施し、男性従業員の育児休業を始めとした育児支援制度の利用状況及び利用希望を把握する。
④人事評価への反映	・育児休業を始めとした育児参加支援制度の利用を促進した管理職を評価する人事評価制度を検討する。

※取組内容（例）はあくまでも参考例です。実際の取組内容は、Aコース②男性の育児参加推進事業の取組内容（P24～）に記載のとおり、プロジェクトチームによる利用状況等調査結果の分析を踏まえて検討してください。

問い合わせ先・申請書類の提出先

窓口受付時間は午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで（土日祝日を除きます）

労働相談情報センター

〒102-0072 ☎ **03-5211-2248**
千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9階

J R・地下鉄飯田橋駅 A2出口 徒歩 7分
J R水道橋駅 西口 徒歩 8分
地下鉄九段下駅 7番出口 徒歩 8分

労働相談情報センター 大崎事務所

〒141-0032 ☎ **03-3495-4872**
品川区大崎1-11-1
ゲートシティ大崎ウエストタワー 2階

J R大崎駅 新東口 徒歩 3分

労働相談情報センター 池袋事務所

〒170-0013 ☎ **03-5954-6505**
豊島区東池袋4-23-9

J R池袋駅東口 徒歩12分
地下鉄有楽町線東池袋駅 6番出口 徒歩3分
都電荒川線東池袋四丁目駅 徒歩5分

労働相談情報センター 亀戸事務所

〒136-0071 ☎ **03-3682-6321**
江東区亀戸2-19-1 カメラプラザ7階

J R総武線亀戸駅北口 徒歩 3分
東武線亀戸駅 徒歩 3分

労働相談情報センター 国分寺事務所

〒185-0021 ☎ **042-323-8518**
国分寺市南町3-22-10

J R中央線・西武線国分寺駅南口 徒歩 3分

労働相談情報センター 八王子事務所

〒192-0046 ☎ **042-645-7450**
八王子市明神町3-5-1

J R八王子駅北口 徒歩10分
京王線京王八王子駅 徒歩 5分

東京都では、職場における働き方の見直しに取り組む中小企業等に対し、無料で社会保険労務士または中小企業診断士を派遣し、企業の実情に合った具体的な助言・提案を行います。

募集期間：2021年4月1日（木）～2022年1月31日（月）（消印有効）

（事業概要）

派遣回数：最大5回

1回当たりの派遣時間：原則2時間以内

対象企業：都内で事業を営んでいること、常時雇用する労働者が300人以下の企業等であること等

主な相談内容：①育児と仕事の両立推進に関すること

②介護と仕事の両立推進に関すること

③病気治療と仕事の両立推進に関すること

④非正規労働者の雇用環境の改善に関すること

⑤働き方・休み方の改善に関すること

⑥その他雇用環境整備に関すること

<問い合わせ先> 東京都労働相談情報センター 事業普及課 企業支援担当 電話03-5211-2248

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/koyoukankyo/senmonka-haken/>



～公正な採用選考のために～

東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。

令和3年度版

印刷番号 3(7)

東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金 申請の手引き

令和3年5月発行

- 編集・発行 / 東京都労働相談情報センター
東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター 9階
電話 03-5211-2248
- 印刷 / 株式会社 文洋社



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。